

太子町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 2 7 年 3 月

太子町

目 次

第1 計画の作成にあたって	1
1 計画作成の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 対象とする疾患	1
4 計画の見直し	1
第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針	2
1 新型インフルエンザ等の特徴	2
2 対策の目的	2
3 発生段階	3
4 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	4
5 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	5
6 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	5
7 対策推進のための役割分担	7
8 行動計画の主要6分野	8
第3 行動計画の主要6分野別対策	9
1 実施体制	9
2 情報提供・共有	17
3 予防・まん延防止	20
4 予防接種	23
5 医療	26
6 町民生活及び町民経済の安定の確保	28
資料編	31
太子町新型インフルエンザ等対策本部条例	32
用語解説	33

第1 計画の作成にあたって

1 計画作成の趣旨

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため世界的な大流行（パンデミック＊）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症＊の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

そこで、平成25年4月13日、新型インフルエンザや新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業所等の責務等を定めた、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が施行された。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供や感染拡大防止対策等が規定されている。

これらの、特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、本町全体の態勢を整備するため、太子町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町計画」という。）を作成する。

＊：用語解説参照

2 計画の位置づけ

特措法第6条に基づく新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府計画」という。）及び特措法第7条に基づく兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県計画」という。）との整合性を保ちつつ、太子町における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を示すもので、特措法第8条に基づく市町村行動計画に位置づけられるものである。

3 対象とする疾患

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症＊
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

4 計画の見直し

政府計画及び県計画の見直しがあった場合には適時適切に変更を行う。

第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1 新型インフルエンザ等の特徴

(1) 発生の予測や阻止が困難であること

ア 新型インフルエンザ等の発生を阻止することや、発生時期を正確に予測することは、現在の科学技術では困難である。

イ 新型インフルエンザ等が発生すれば、国内はもとより、町内への侵入も避けられないと考えられる。

(2) 町民の生命や健康、生活・経済全体に大きな影響を与えること

ア 長期的には多くの町民が罹患するものであり、患者の発生が一定の期間に集中した場合、医療機関の受入能力を超えてしまう。

イ 病原性*が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命や健康、生活・経済全体にも大きな影響を与えかねない。

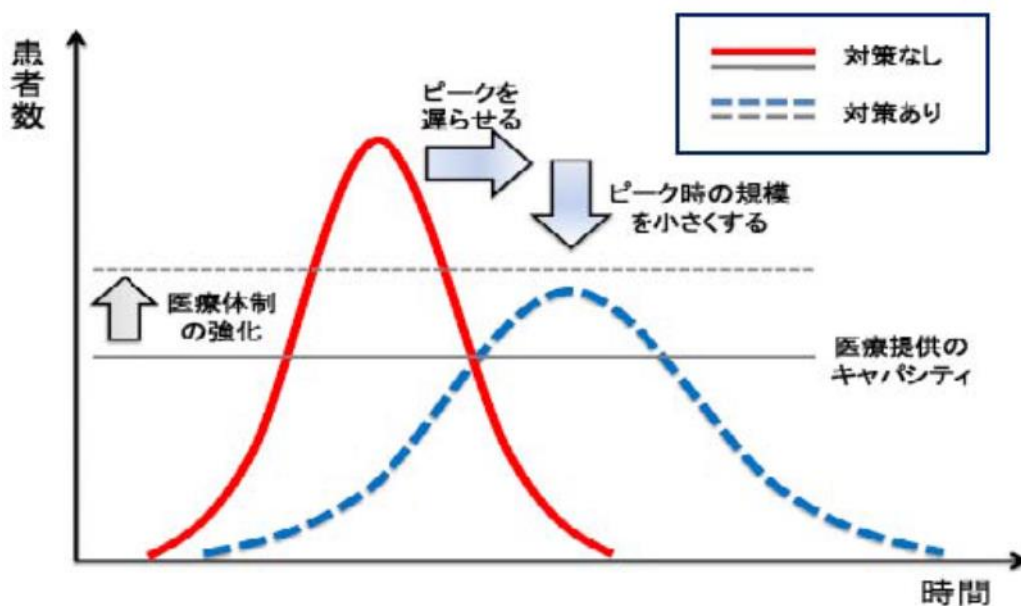
2 対策の目的

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する

ア 感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の強化・拡充やワクチン製造・流通のための時間を確保する。

イ 流行のピーク時の患者数等をできるだけ少なくし、地域医療体制への負担を軽減するとともに、医療提供体制の拡充・強化を図り、必要な患者に適切な医療を提供する。

ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。



(2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

ア 感染対策等を行い、患者や欠勤者の数を減らす。

イ 町は、業務継続計画を策定し、町民生活及び町民経済の安定に係る業務の維持を図る。

ウ 適切な情報提供により、過度な不安を抑え、風評被害や人権侵害が起こらないようにする。

3 発生段階

(1) 考え方

ア 新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく。

イ 発生段階は、「未発生期」、「海外発生期」、「県内未発生期」、「県内発生早期」、「県内感染期」、「小康期」の6つに分類する。

ウ 各発生段階の期間は、極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らない。

エ 対策の内容は、発生段階のほかに、政府による新型インフルエンザ等緊急事態宣言＊（以下「緊急事態宣言」という。）が行われた場合によっても変化する。

発生段階の状態

発生段階	町内の状態	県内の状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
県内未発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。町内、県内又は隣接府県では未発生状態	
県内発生早期	【地域未発生期】 町内又は西播磨保健医療圏などで新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 【地域発生早期】 町内又は西播磨保健医療圏などで新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態

県内感染期	【地域未発生期】 町内又は西播磨保健医療圏などで新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態	県内で感染が拡大し、患者の感染経路等を疫学調査で追えなくなった状態
	【地域発生早期】 町内又は西播磨保健医療圏などで新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
	【地域感染期】 町内又は西播磨保健医療圏などで新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

* 本計画における「隣接府県」は京都府、大阪府、鳥取県、岡山県及び徳島県とする。

4 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

(1) 柔軟な対応

ア 一つの対策に偏重して準備を行うと、その対策が上手くいかなかった場合、大きなリスクを負うため、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合も含め、さまざまな病原性、発生段階、状況変化等にも対応できるよう柔軟に対策を講ずる。

イ 各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らず、緊急事態宣言が行われた場合には、対策の内容も変化する。

ウ 新型インフルエンザ等が発生した際には、国において、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策が決定される。これを受けて県ではそれらを踏まえた対策を決定する。町は、それらの内容に基づき、実施すべき対策を決定する。

エ 国においては、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するとともに、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとしている。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととしている。これを受けて県ではそれらを踏まえた対策の見直しを行う。町としても、それらの内容に基づき、町が行う対策の見直しを行う。

(2) 発生段階に応じた対応

ア 未発生期

町民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行う。

イ 海外発生期

国内発生に備えた体制の整備を行う。

ウ 県内未発生期

県内発生に備えた体制の整備を行う。

エ 県内発生早期

感染拡大に備えた体制の整備を行う。

オ 県内感染期

健康被害や町民生活・町民経済への影響を最小限に抑える。

カ 小康期

町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

(3) 社会全体で取り組む感染拡大防災

ア 不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組む。

イ 全ての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組むほか、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討する。

(4) 町民一人ひとりによる感染拡大防止策

ア 事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄など準備を行う。

イ 日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。

5 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

(1) 国、県等との連携協力

国、県等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に特措法その他の法令、それぞれの行動計画等に基づき、迅速な実施に万全を期する。

(2) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、特措法第5条により基本的人権を尊重する。

(3) 記録の作成・保存

対策の実施に係る記録を作成、保存する。

6 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 被害想定のか考え方

ア 新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染*、接触感染*が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考え

えられる。しかし、鳥インフルエンザ*（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率* となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

イ 国は、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要としている。

ウ 新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

(2) 感染規模の想定

本計画では、国が示した過去に世界で大流行したインフルエンザのデータから一つの例として想定した推計結果を本町（平成 22 年国勢調査太子町人口 33,438 人）に当てはめることで感染規模の想定を行った。

【政府行動計画等における感染規模の想定】

	全国		兵庫県		太子町	
り患者数	全人口の 25% がり患する					
	3, 195 万人		140 万人		約 8, 250 人	
医療機関を受診する患者数	約 1, 300 万人～ 約 2, 500 万人		約 56 万人～ 約 108 万人		3, 352 人～ 6, 445 人	
致死率の程度	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	約 53 万人	約 200 万人	約 2. 3 万人	約 8. 8 万人	137 人	516 人
一日最大入院患者数	10. 1 万人	39. 9 万人	0. 4 万人	1. 7 万人	26 人	100 人
死亡者数	約 17 万人	約 64 万人	約 0. 7 万人	約 2. 8 万人	44 人	165 人

*兵庫県人口統計調査により試算

*入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考にアジアインフルエンザ等での致死率を 0.53%（中程度）、スペインインフルエンザでの致死率を 2.0%（重度）として、政府行動計画の被害想定を参考に想定した。

*本想定は、ワクチン、抗インフルエンザウイルス薬*の効果や現在の医療体制等を一切考慮していない。

(3) 社会への影響に関する想定

ア 町民の 25%が、流行期間（約 8 週間）の中で約 2 週間のピークを作りながら順次り患する。

イ り患者は 1 週間から 10 日間程度症状を有し、欠勤する。

ウ リ患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

エ 流行機関のピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多くても 5 % 程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者や不安により出勤しない者がいることを含むと最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

7 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関*が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援するため、国全体として万全の態勢を整備する責務を有している。

また、国は、新型インフルエンザ等に係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

(2) 県の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、知事を本部長とする県対策本部を設置し、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確に判断し、市町の対策への支援などを含めて対応する。

(3) 町の役割

町は、町民に最も近い行政単位であり、町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要支援者への支援に関し、国の基本的対処方針及び県の要請等に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等に係る地域医療を提供し、町民の健康被害を最小限にとどめるために不可欠な存在である。このため、新型インフルエンザ等の発生前から、患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保、患者の診療体制等について診療継続計画を策定するとともに、地域における医療連携体制の整備に参画する。

発生時には、診療継続計画に基づき、発生状況に応じて、患者の診療に当たるとともに地域の医療機関と連携して必要な医療を提供する。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

特措法に基づき、あらかじめ事業計画を策定し、必要な資器材等を整備するとともに発生時には、特措法、業務計画、政府や県の要請に基づき、必要な措置を講じる。

(6) 登録事業者*の役割

特措法第 28 条に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において町民生

活及び町民経済の安定に寄与するという観点から、その従事者は特定接種＊の対象とされている。このため、あらかじめ事業継続計画を策定するなど事業継続についての準備を行い、発生時には、これに基づいて事業を継続する。

(7) 一般の事業者の役割

一般の事業者については、従業員及び顧客や取引先等への感染防止に努める役割を有する。このため、事業者や店舗において感染対策の徹底が求められる。

また、対策レベルの高い新型インフルエンザ等が発生した時は、特に不特定多数の人々が集合する場などにおける事業などの一部事業について、自粛・縮小等を含め、まん延防止対策の実施が求められる。

(8) 町民の役割

町民については、自らの感染予防と、自らが感染源になることの抑止に努める必要がある。このため、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生前に取るべき行動などその対策に関する知識を得ておく。また、食料品・生活必需品等の準備を行うよう努める。

発生時には、季節性インフルエンザ対策として行っている咳エチケット・マスク着用・手洗い・うがい等の感染対策を実践するよう努める。また、発生状況や予防接種などの対策の実施についての情報を得るよう努める。

8 行動計画の主要 6 分野

新型インフルエンザ等対策の 2 つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、6 分野に分けて対策を掲げる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 実施体制② 情報提供・共有③ 予防・まん延防止④ 予防接種⑤ 医療⑥ 町民生活及び町民経済の安定の確保 |
|--|

第3 行動計画の主要6分野別対策

ここでは主要6分野ごとに対策を記載する。新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国の基本的対処方針等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、府県対策本部及び県対策本部と緊密な連携を図りつつ、町計画により総合的に推進する。

1 実施体制

(1) 考え方

ア 全庁的な危機管理の問題として取り組む。

イ 国、県、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取り組みを行う。

(2) 太子町新型インフルエンザ等対策本部の設置

緊急事態宣言が行われた時は、直ちに、太子町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、町民の健康被害の防止及び社会機能維持を図る。町対策本部は太子町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第11号）＊に基づき設置する。

また、兵庫県において新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合においても、町長が必要と認めた場合、速やかに町対策本部を設置する。（特措法においては、緊急事態宣言が行われた場合に町対策本部の設置が義務付けられているが、本町では、町長の判断で、特措法に基づかない任意の町対策本部を設置する。この場合、緊急事態宣言が行われた時点で、特措法に基づく町対策本部に移行する。）

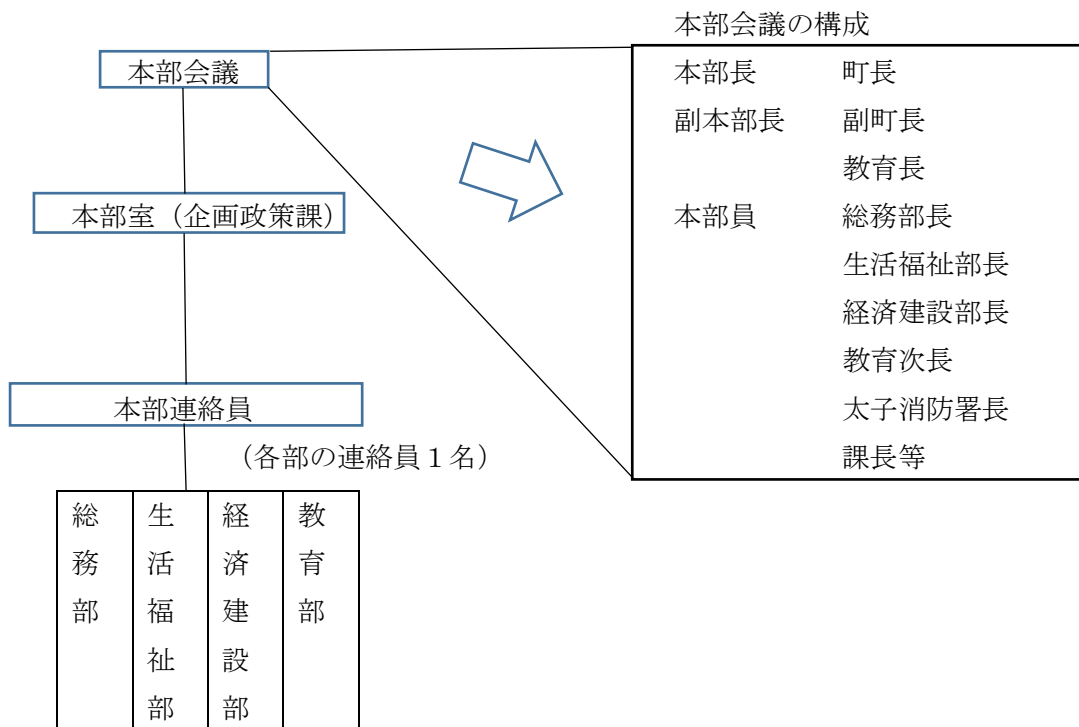
(3) 本部会議、組織及び事務分掌の概要

ア 町対策本部に本部会議を置く。

イ 本部会議は、本部長、副本部長、本部員で組織し、関係機関への応援依頼の決定その他の基本的事項について協議する。

ウ 町対策本部の組織及び指揮の概要は、次のとおりとし、各部班の構成及び事務分掌は、別表1のとおりとする。

太子町新型インフルエンザ等対策本部の組織構成



(4) 本部長及び副本部長

- ア 本部長は、町長をもって充て、副本部長は、副町長、教育長をもって充てる。
- イ 本部長は、本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。
- ウ 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- エ 本部長に事故があるとき、その職務を代理する副本部長の順位は、副町長、教育長の順とする。

(5) 本部員・班員及び部・班等の編成

- ア 本部員は、本部長の命を受け、本部に設置する部・班に所属し、本部の事務に従事する。
- イ 本部員は、別表 1 の部長、班長及び太子消防署長を充てる。
- ウ 部には部長を置き、班には班長を置く。
- エ 部長・班長は、それぞれの部・班の事務を掌理する。

(6) 任務分担の周知徹底等

- ア 各部長及び班長は、部員及び班員に対してあらかじめ任務内容等の周知徹底に努めておかなければならない。
- イ 各部長及び班長は、対策活動の状況に応じ、適切な対策活動が行えるよう部員及び班員の任務分担の変更等の臨機の措置をとらなければならない。

(7) 各班に共通する所掌事務

- ア 所管する業務に関連する事項の情報収集及び取りまとめに関すること。

イ 各班相互及び班内の連絡調整に関すること。

ウ 各班の班員の動員及び配置等に関すること。

エ 各班の備蓄資機材等に関すること。

(8) 通常業務での事務

ア 各課における業務継続に関すること。

イ 各課における集客、集会事業の制限に関すること。

ウ 来庁者の感染対策に関すること。

エ 各課における職員の感染防止対策に関すること。

別 表 1

本部長(町長)

副本部長(副町長、教育長)

部	部長	班	班長	班員	事務分掌
本部室	総務部長	総務班	企画政策課長	企画政策課職員	1 庁内各部への連絡調整に関する事項 2 新型インフルエンザ等対策本部の設置及び運営に関する事項 3 県対策本部及び関係機関との連絡体制及び要請に関する事項 4 情報収集提供体制の確立・公表に関する事項 5 報道機関等との連絡調整及び広報活動に関する事項 6 感染防止対策に必要な資機材、物品等の確保及び配備に関する事項 7 その他必要な事項
総務部			総務課長	総務課職員	1 庁舎及び管理施設の感染防止対策に関する事項 2 職員の動員及び配備に関する事項 3 職員の感染予防、健康管理に関する事項 4 来庁者からの感染予防対策に関する事項 5 部内及び各部への応援に関する事項 6 その他本部からの指示事項
		財政課長	財政課職員	1 本部の予算計画及び感染防止策に対する資金調達に関する事項 2 感染に伴う財政処置全般に関する事項 3 感染防止対策業務の遂行に必要な車両の確保・配車に関する事項 4 部内及び各部への応援に関する事項 5 その他本部からの指示事項	
		税務班	税務課長	税務課職員	1 住民への感染情報の周知（車両広報）に関する事項 2 部内及び各部への応援に関する事項 3 その他本部からの指示事項
		会計班	会計管理者	会計課職員	1 感染防止対策の経理出納に関する事項 2 部内及び各部への応援に関する事項 3 その他本部からの指示事項
		議会班	議会事務局長	議会事務局職員	1 議員等への連絡等に関する事項 2 議会及び委員会に関する事項 3 部内及び各部への応援に関する事項 4 その他本部からの指示事項

部	部長	班	班長	班員	事務分掌
生活福祉部	生活福祉部長	環境班	生活環境課長	生活環境課職員	1 ごみの非常処理に関する事項 2 し尿の非常処理に関する事項 3 廃棄物収集、処理体制の確保に関する事項 4 感染による死亡者の搬送、遺体安置及び火葬、埋葬に関する事項 5 遺体一時安置場所の確保、開設に関する事項 6 関連業者等への感染防止対策に関する事項 7 犯罪の防止に関する事項 8 部内及び各部への応援に関する事項 9 その他本部からの指示事項
					1 情報収集、伝達及び感染状況等の報告に関する事項 2 感染予防策（啓発・啓蒙）の町民への情報提供に関する事項 3 健康相談（窓口）体制に関する事項 4 医療体制の確保に関する事項 5 龍野健康福祉事務所（保健所）、たつの市・揖保郡医師会（以下医師会」という。）等関係機関との連絡調整に関する事項 6 ワクチン接種に関する事項 7 老人福祉施設、通所施設、事業所等への情報提供及び感染防止対策、感染調査、応急対策に関する事項 8 一人暮らしや介護を要する高齢者等の要支援者対策に関する事項 9 部内及び各部への応援に関する事項 10 その他本部からの指示事項
		福祉班	町民課長	町民課職員	1 食料品、生活必需品等の調達及び配給に関する事項 2 救援物資の受入れに関する事項 3 部内及び各部への応援に関する事項 4 その他本部からの指示事項
			社会福祉課長	社会福祉課職員	1 障害者福祉施設等への情報提供及び感染防止対策、感染調査、応急対策等に関する事項 2 障害者等の要支援者対策に関する事項 3 日本赤十字社との連絡調整に関する事項 4 保育所等への情報提供及び感染防止対策、感染調査・応急対策に関する事項 5 要保護児童対策に関する事項 6 部内及び各部への応援に関する事項 7 その他本部からの指示事項
			高年介護課長	高年介護課職員	1 老人福祉施設、通所施設、事業所等への情報提供及び感染防止対策、感染調査、応急対策に関する事項 2 一人暮らしや介護を要する高齢者等の要支援者対策に関する事項 3 部内及び各部への応援に関する事項 4 その他本部からの指示事項

部	部長	班	班長	班員	事務分掌
経済建設部	経済建設部長	産業経済班	産業経済課長	産業経済課職員	1 農業、畜産事業者等への情報提供及び感染防止対策、感染調査、応急対策等に関する事項 2 農業、畜産事業者等との連携及び協力体制に関する事項 3 商工会等との連絡協議に関する事項 4 商工観光施設の感染予防対策に関する事項 5 商工観光関係の感染防止対策及び調査に関する事項 6 観光客への情報提供に関する事項 7 部内及び各部への応援に関する事項 8 その他本部からの指示事項
		街づくり班	街づくり課長	街づくり課職員	1 ライフライン（道路交通）の確保及び事業者への要請に関する事項 2 関連業者等への感染防止対策に関する事項 3 部内及び各部への応援に関する事項 4 その他本部からの指示事項
		上下水道班	上下水道事業所長	上下水道事業所職員	1 上下水道施設等の非常処理に関する事項 2 部内及び各部への応援に関する事項 3 その他本部からの指示事項
教育部	教育次長	学校教育班	管理課長	管理課職員	1 兵庫県学校サーベイランス＊システムによる感染状況の把握に関する事項 2 学校教育施設等の感染防止対策に関する事項 3 教育関係に必要な応急対策に関する事項 4 学校園の出席停止、学級閉鎖及び臨時休校等に関する事項 5 部活動や行事等に関する事項 6 園児、児童、生徒、教職員の感染防止対策、感染調査、応急対策に関する事項 7 園児、児童、生徒、教職員の健康管理及び家庭の啓発、相談、指導に関する事項 8 教職員の動員及び調整に関する事項 9 給食による感染防止対策に関する事項 10 P T A等教育関係団体への協力要請に関する事項 11 部内及び各部への応援に関する事項 12 その他本部からの指示事項

		社会教育班	社会教育課長	社会教育課職員	1 社会教育施設の感染防止対策に関する事項 2 各地域の情報収集及び伝達に関する事項 3 各種行事等に関する事項 4 各種集会等に関する事項 5 部内及び各部への応援に関する事項 6 その他本部からの指示事項
関係機関					事務分掌
西はりま消防組合 太子消防署					対策本部からの要請に関する事項

(9) 発生段階ごとの体制

発生段階	体制・対策等
未発生期	○情報交換・連携体制の確認 太子町は、県、他の市町等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認をする。
海外発生期 県内未発生期	○町対策本部の設置 海外において新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部、県対策本部が設置された時は、速やかに町対策本部を設置する。(特措法においては、緊急事態宣言が行われた場合に町対策本部の設置が義務付けられているが、本町では、この段階で特措法に基づかない任意の町対策本部を設置する。緊急事態宣言が行われた時点で、特措法に基づく町対策本部となる。) * 県内未発生期の場合でも、首都圏等の大都市圏での発生があり、早晚、感染が全国に拡大していくことが想定されるときは、日本全域が緊急事態宣言の区域となることがある。 ○緊急事態宣言が行われている場合の措置 緊急事態宣言が行われたときは、国の基本的対処方針、県計画、町計画に基づき必要な対策を実施する。
県内発生早期	○実施体制 (1) 県内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに対策本部会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。 (2) 国の基本的対処方法を踏まえ必要に応じ、対策本部会議を開催し、国内発生早期の対策を確認する。 (3) 県等と連携して、国の基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する。 ○緊急事態宣言が行われている場合の措置 緊急事態宣言が行われたとき、国の基本的対処方針、県計画、町計画に基づき必要な対策を実施する。
県内感染期	○まん延期移行の判断 県等と連携して情報を積極的に収集し、町計画により必要な対策を行う。 ○緊急事態宣言が行われている場合の措置 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく県知事による代行、応援等の措置を行う。
小康期	○基本的対処方針の変更

	県等と連携して情報を積極的に収集し、町計画により必要な対策を行う。 ○緊急事態解除宣言が行われている場合の措置 国の基本的対処方針に基づき、対策を縮小・中止する。 ○対策の検証 各段階における対策に関する検証を行い、流行の第二波に備える。 ○町対策本部の廃止 国が緊急事態宣言を継続する必要がなくなったと認め、これにより緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに町対策本部を廃止する。
--	--

2 情報提供・共有

(1) 目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に適切に判断し適切な行動をとるため対策の全ての段階、分野において、それぞれがコミュニケーションを図り、双方向に情報を交流させ、共有を図ること。

(2) 情報提供手段の確保

情報を入手することが困難な要配慮者などにも、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(3) 発生前における町民等への情報提供

ア 新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、県等と連携して、町民、医療機関、事業者等に情報提供する。

イ 保育所・幼稚園・学校は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、社会福祉課、さわやか健康課、教育委員会等が連携して園児・児童生徒等に情報提供する。

(4) 発生時における町民等への情報提供及び共有

ア 発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の内容等、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

イ 誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。

ウ 町から直接、町民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、広報車等を活用する。

(5) 情報提供体制

提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信するため、広報担当を設置し、適時適切に情報を集約・共有する。

(6) 相談窓口の設置

県からの要請を受け、生活相談等広範な内容に対応する相談窓口を設置する。

(7) 発生段階ごとの対策

発生段階	対策等
未発生期	○継続的な情報提供 (1) 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、広報やホームページ等を利用し、町民に分かりやすい情報提供を行う。 (2) 季節性インフルエンザに対する対策同様の手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等、基本的な感染対策の普及を図る。 (3) 保育所・幼稚園・学校は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、社会福祉課、さわやか健康課、教育委員会等が連携して、園児・児童・生徒等に情報提供する。 ○体制整備等 (1) 新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容、情報の受け取り手の反応や必要としている情報を把握する方策等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。 (2) 新型インフルエンザ等発生時に、町民からの相談に応じるため、国や県からの要請に基づいて相談窓口等を設置する準備を進める。
海外発生期	○情報提供 (1) 県等と連携して町民に対して、海外での発生状況、感染予防及び相談体制について情報提供する。 (2) 国内発生に備えた協力の要請及び注意喚起を行う。 (3) 新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や、患者の濃厚接触者で発熱呼吸器症状等を有する者、その他新型インフルエンザ等が疑われる有症帰国者等は相談センター＊へ連絡するよう周知する。 ○相談窓口の設置 県からの要請に基づいて他の業務に支障を来さないように町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口等を企画政策課（役場）及びさわやか健康課（保健福祉会館）に設置する。対応にあたっては、国や県が作成した Q&A 等を活用する。

県内未発生期	○情報提供 (1) 国及び県が発信する情報を入手し、町民への情報提供に努める。基本的には、新型インフルエンザ等の発生状況や発生地域、確定診断の状況、健康被害の状況、感染対策、症状が出現した場合の行動情報、行政の対応、問い合わせ先等の内容とする。 (2) 町民からの相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。 ○相談窓口の体制等の周知 町民からの相談窓口や専用外来＊、医療体制等について周知を図る。
県内発生早期	○情報提供 (1) 町民からの相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえ、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、町民や事業所等に広く情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。 (2) 対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。 ○相談窓口の体制充実・強化 町民からの相談の増加に備え、企画政策課及びさわやか健康課に設置した相談窓口体制を充実・強化する。
県内感染期	○情報提供 (1) 県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、町民に対して、国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。 (2) 県等と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、県の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。 (3) 町民からの相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。 ○相談窓口の継続 町民からの相談の増加に備え、企画政策課及びさわやか健康課に設置した相談窓口体制を継続する。

小康期	○情報提供 (1) 県等と連携して、第一波の終息と流行の第二波の可能性やそれに備える必要性などについて、引き続き町民等に対し、広報担当者から適宜必要な情報を提供する。 (2) 町民からの相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容を取りまとめ、必要に応じて県等と連携し、国に提供することで、共有化を図る。 ○相談窓口の体制の縮小 相談窓口体制を縮小する。
-----	--

3 予防・まん延防止

(1) 目的

流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保するとともに流行のピーク時の受診患者数等を減少させて、入院患者数を最小限にとどめることにより、町民に必要な医療を適切に提供する体制を維持する。

(2) 主なまん延防止対策

ア 個人における対策

- a 町民に、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等、基本的な感染対策を実践するよう促す。
- b 町は緊急事態においては、必要により不要不急の外出自粛等、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

イ 地域・職場における対策

- a 県内における発生の初期段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。
- b 町は緊急事態においては、必要により施設の使用制限や不要不急の外出自粛等県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

(3) 発生段階ごとの対策

発生段階	対策等
未発生期	○個人における対策の普及 (1) 新型インフルエンザ等流行時、麻しんや通常のインフルエンザ等の発熱性疾患は区別が付きにくいことや、結核や百日咳等の感染症罹患者は、感染のハイリスク者となることから、通常の予防接種が重要であることを周知する。 (2) 季節性インフルエンザに対する対策同様の手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等、基本的な感染対策が健康被害を最小限に抑えるための最善策であることを理解してもらえるよう周知す

	る。 (3) 新型インフルエンザ等が発生した場合に、自らの発症が疑わしい場合は、発生時に設置される、相談センターに連絡し、指示を仰いでから受診することや感染を広げないように不要な外出を控えることといった感染対策について事前の理解促進を図る。 (4) 新型インフルエンザ等が発生した場合、食料品や生活必需品の流通、物流に影響が出ることも予想されることから、災害時のように2週間程度の食料品・生活必需品等の備蓄を促進する。特に、流行時に品切れが予想されるマスクは、不織布製のものを家族1人当たり25枚以上の備蓄を推奨する。 ○要支援者への対応 (1) 独居又は夫婦のみで生活する高齢者の世帯、障害者の世帯など新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障をきたすおそれのある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な生活支援ができるよう検討を行う。 (2) 在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるように、介護サービス事業者等と連携を図る。
海外発生期	○個人における対策の普及 (1) 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における季節性インフルエンザの流行状況の情報提供を行い、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等、基本的な感染対策の徹底を周知する。 (2) 新型インフルエンザ等に関する情報については、国及び県から随時公表されるので、正確な情報を収集し冷静に対応する。 (3) まん延期の外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を準備するよう周知する。 ○要支援者への対応 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における季節性インフルエンザの流行状況の情報提供を行い、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等、基本的な感染対策の徹底と生活必需品を準備するよう周知する。
県内未発生期	○予防の徹底の周知等 県等と連携し、町民、福祉施設等に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等、基本的な感染対策の徹底を周知する。また可能な限り外出及び旅行等を控えるよう要請する。 ○学校、保育施設等における感染対策 県と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校、

	保育施設等における感染対策の実施に資する目安により、必要に応じて学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行う。
県内発生早期	○県内での感染拡大防止策 県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。 ○県等との連携による町民への要請 (1) 県等と連携し、町民、福祉施設等に対し、県からの新型インフルエンザ等に関する情報や国内外・県内における季節性インフルエンザの流行状況の情報を周知するとともに、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等、基本的な感染対策を勧奨する。 (2) 県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行う。 (3) 県等と連携し、必要に応じて公共施設の活動を自粛する。 ○緊急事態宣言が行われている場合の措置 県と連携して情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。
県内感染期	○感染拡大防止策 (1) 県等と連携し、町民、福祉施設等に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等、基本的な感染対策を勧奨する。 (2) 県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行う。 (3) 県等と連携し、必要に応じて公共施設の活動を自粛する。 ○緊急事態宣言が行われている場合の措置 県と連携して情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。
小康期	○町民への情報提供 県等と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供や注意喚起の内容に関する国の見直しを町民に周知する。

4 予防接種

(1) 目的

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努める。

(2) 特定接種

ア 特定接種とは

特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

イ 対象

- a 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者*）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- c 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

ウ 接種順位

国は、登録事業者及び公務員の接種順位の考え方については、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として基本としては、以下の順のとおり整理しているが、危機管理においては、状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生時の社会状況等を総合的に判断し、政府対策本部が決定する。

- a 医療関係者
- b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- c 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- d それ以外の事業者

エ 接種体制

a 実施主体及び対象者

- (a) 登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員は国が実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる県職員は、県が実施主体、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員は、町が実施主体となり予防接種を実施する。

b 接種方法

- (a) 原則として集団接種を行う。
- (b) 接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。
- (c) 登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、原則として集団的により接種を実施する接種体制の構築が登録要件となる。

(3) 住民接種

ア 種類

a 臨時の予防接種

緊急事態宣言が行われている場合、特措法第 46 条に基づき予防接種法第 6 条第 1 項＊の規定による臨時の予防接種として行う。

b 新臨時接種

緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第 6 条第 3 項＊の規定に基づく新臨時接種として行う。

イ 対象者の区分

以下の 4 つの群に分類し、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて柔軟に対応する。

a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

(a) 基礎疾患を有する者

(b) 妊婦

b 小児（1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

c 成人・若年者

d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65 歳以上の者）

ウ 接種体制

a 町が実施主体となる。

b 原則として、集団接種とする。

c 接種が円滑に行えるよう接種体制の整備を図る。

(4) 留意点

特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性やその際の医療提供等の状況に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施する。

(5) 発生段階ごとの対策

発生段階	対策等
未発生期	○特定接種 町は、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。 ○住民接種 (1)接種の実施主体となる町は、国及び県の協力を得ながら、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。 (2)町は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、居住する町以外の市町における接種を可能にする

	ように努める。
海外発生期	○特定接種 国、県等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して、本人の同意を得て特定接種を行う。その際、集団接種を基本とする。 ○住民接種 (1) 国、県等と連携して、住民接種又は新臨時接種に関する接種体制の準備を開始する。 (2) 県の要請を受けて、全町民が速やかに接種できるよう具体的な接種体制の構築の準備を進める。 ○情報提供 国、県等と連携して、ワクチンの有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する情報を提供する。
県内未発生期	○ワクチンの供給 県等と連携して、情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。 ○特定接種 国、県と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して、本人の同意を得て特定接種を行う。 ○住民接種 (1) 県等と連携し、町民への接種順位等の基本的対処方針を踏まえ、ワクチン供給が可能になり次第、関係者の協力を得て新臨時接種を開始する。 (2) 国や県の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。 (3) 接種の実施に当たっては、公的な施設を活用するか、医療機関に委託することにより接種会場を確保し、原則として集団接種を行う。 (4) 接種の実施に当たり、国及び県と連携して、全町民が速やかに接種できるよう接種体制をとる。 (5) 緊急事態宣言が行われている場合、臨時の予防接種を実施する。
県内発生早期	○ワクチンの供給 県等と連携して、情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。 ○特定接種 国、県と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して、本人の同意を得て特定接種を行う。 ○住民接種 (1) 県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方や重症化しやすい者等に発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順

	位等に関する国の決定内容を確認する。 (2) 国の指示を受けて、パンデミックワクチン*の供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。 (3) 国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。 (4) 接種の実施に当たり、国及び県と連携して、全町民が速やかに接種できるよう、接種体制をとる。 (5) 緊急事態宣言が行われている場合、臨時の予防接種を実施する。
県内感染期	○緊急事態宣言が行われていない場合 新臨時接種を進める。 ○緊急事態宣言が行われている場合の措置 住民接種を進める。
小康期	○緊急事態宣言が行われていない場合 流行の第二波に備え、新臨時接種を進める。 ○緊急事態宣言が行われている場合の措置 住民接種を進める。

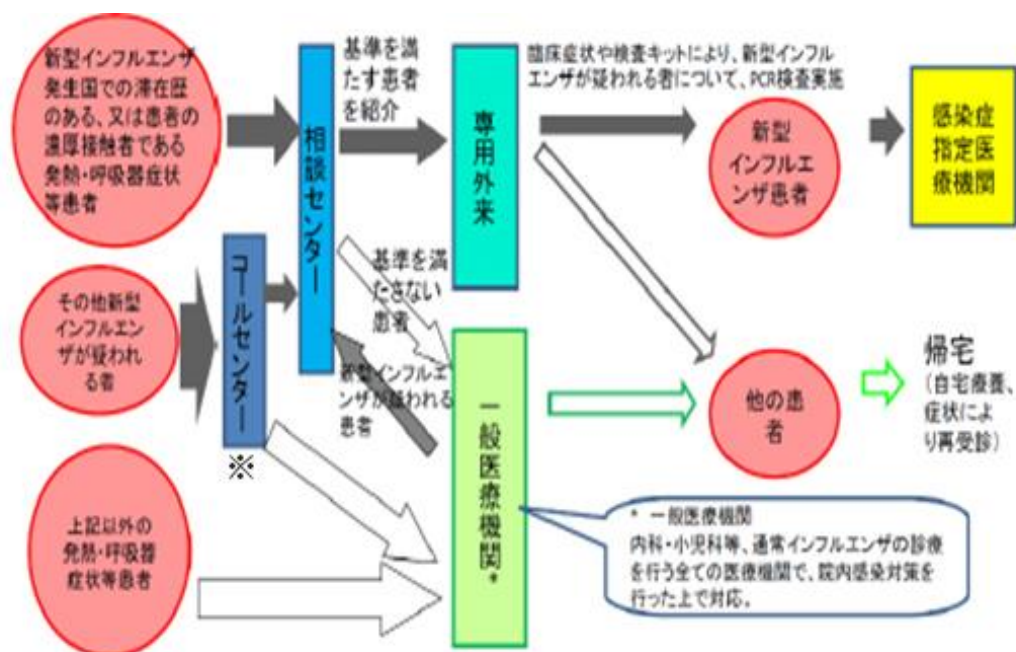
5 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

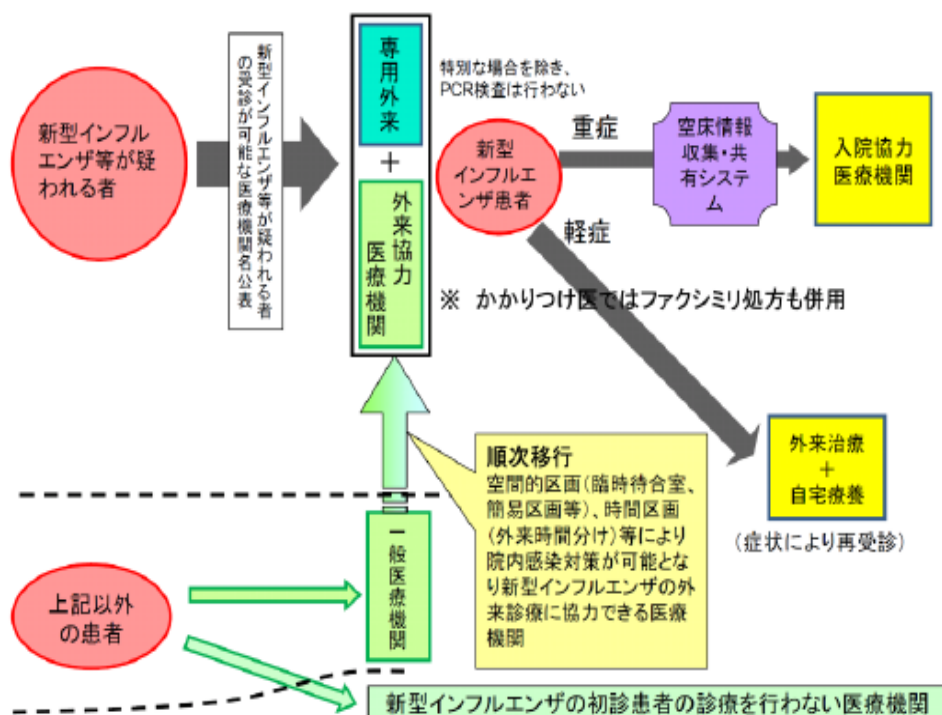
町は、県等からの要請に応じ、地域医療体制の整備に協力する。また、有事には、県等と連携して情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組み等に適宜、協力する。

【県内発生早期における医療体制】

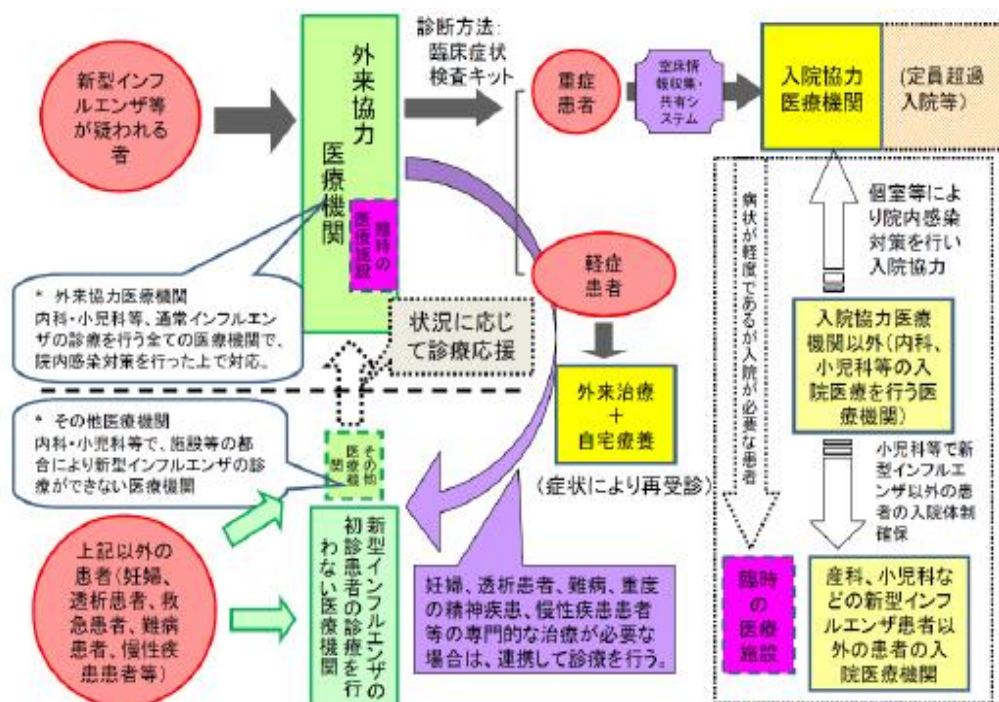


【基本的な医療体制】

(1) 県内感染期（感染拡大期）



(2) 県内感染期（まん延期）



6 町民生活及び町民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び町民経済への影響を最小限とできるよう県、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行う。

発生段階	対策等
未発生期	○業務継続計画等の作成 新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染防止策の対応を強化するため、業務継続計画を策定する等十分な事前の準備をする。 ○要支援者への生活支援 国、県等と連携して、県内発生・感染拡大期、まん延期における高齢者、障害者等の要支援者の把握と生活支援の内容や支援体制の構築等について整備する。 ○火葬能力等の把握 県等からの要請に応じ、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備することに協力する。また、区域内における火葬が適切に実施できるよう調整を行う。 ○物資の備蓄等 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な手指消毒液、うがい薬、マスク等を備蓄し、施設及び設備を点検等する。

海外発生期	○職場における感染予防策 業務継続計画に基づき、職場における感染予防策の対応を行う。 ○遺体安置施設の確保 遺体火葬に係る県等からの要請を受けて、火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設の確保ができるよう準備を行う。
県内未発生期 県内発生早期	○県要請への協力 県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。 ○町民への適切な行動の呼びかけ 町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。 ○遺体の火葬・安置 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用し、遺体の保存を適切に行う。 ○緊急事態宣言が行われている場合 (1)生活関連物資等の価格の安定等 a 県等と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。 (2)水道事業者、水道用水供給事業者である町、県は、それぞれの行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
県内感染期	○県要請への協力 県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。 ○町民への適切な行動の呼びかけ 町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。 ○遺体の火葬・安置 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用し、遺体の保存を適切に行う。 ○緊急事態宣言が行われている場合

	(1) 県等と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。 (2) 新型インフルエンザ等発生時の要支援者への生活支援 町は、国からの要請を受けて、在宅の高齢者、障害者等の要支援者への生活支援、搬送、死亡時の対応等を行う。 (3) 埋葬・火葬の特例等 a 県からの要請に応じ、国、県と連携し、火葬場の管理者に可能な限り、火葬炉の稼働を要請する。 b 県からの要請に応じ、国、県と連携し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。 c 新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めた場合には、それに基づいて対応する。 d 県等からの要請に応じ適宜、協力する。
小康期	○町民への適切な行動の呼びかけ 町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を町民に呼びかける。

資 料 編

太子町新型インフルエンザ等対策本部条例

(目的)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、太子町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに充たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(補則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する

【用 語 解 説】

※50 音順

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。

○コールセンター

県内発生早期から県が設置する県民からの新型インフルエンザ等に係る一般的な相談及び受診に関する相談を受け付ける窓口（県及び保健所設置市で各1か所設置予定）

○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○指定（地方）公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品・医療機器の製造販売、電気・ガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人および地方独立法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するものをいう。

○新型インフルエンザ等感染症

感染症法第6条第7項において、「新型インフルエンザ」「再興型インフルエンザ」をいうとされている。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

・「新型インフルエンザ」

新たに人から人に感染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

・「再興型インフルエンザ」

かつて世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、

当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

○新感染症

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○政府による緊急事態宣言

国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、特措法第 32 条に基づき、政府対策本部長が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行う。宣言後は、住民の外出自粛要請、学校・保育所等の施設の使用制限（特措法第 45 条）のほか、臨時の医療施設の開設（特措法第 48 条）、物資の売渡しの要請（特措法第 55 条）などの対策を行うことができる。

○接触感染

感染源に接触することによって感染すること。皮膚や粘膜などが直接接触あつて感染する場合と、病原体が付着したタオルや容器などを介して間接的に感染する場合がある。

○専用外来

海外発生期及び県内発生早期において、発生国からの帰国者、新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者など新型インフルエンザが疑われる患者の外来診療を行う医療機関。

○相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であつて、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○致命率

ある疾患の罹患者中、その疾患で死亡する者の割合

○登録事業者

新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる。登録対象と考えられる業務を有する業種・職種については、医療機関・薬局、介護・福祉事業所、電気通信、ガス、鉄道、航空、貨物自動車運送、内外航海運、公共放送業、空港管理、

バス、医薬品製造・卸、医療機器製造・卸、銀行、郵便、石油元売、熱供給、金融証券決済事業者、保険、食料品等製造・販売・流通、倉庫、感染性廃棄物処理等が考えられる。

○特定接種

特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。

また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルスは又はこれと同じ高原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○飛沫感染

咳やくしゃみなどによって飛び散る飛沫に含まれる病原体が口や鼻などの粘膜に直接触れて感染すること。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、人がウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（人など）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○予防接種法第 6 条第 1 項

（臨時に行う予防接種）

第六条 都道府県知事は、A 類疾病及び B 類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん

延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

○予防接種法第6条第3項

（臨時に行う予防接種）

第六条

3 厚生労働大臣は、B類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。